

（答弁書第七十五号） 昭和二十二年十月九日配付

内閣参甲第八七号

昭和二十二年十月七日

内閣総理大臣 片山 哲

参議院議長 松平 恒雄 殿

参議院議員中西功君提出價格差益金徴集に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

參議院議員中西功君提出價格差益金徵收に関する質問に対する答弁書

一、前年度價格差益の徵收は、如何なる程度に行われているか、各品目別に徵收済の金額と未徵收金額とを答えられたい。

答 別紙によつて御了知ありたい。

一、本年度價格差益金の追加予算、計上金額はどれ位か、又その品目別内訳並に計算基準を答えられたら。

答 本年度追加予算の計上金額は、目下算定中である。

一、政府は「價格差益處理規則」によつて徵收に當つてゐるが、具体的に如何なる手續によつて徵收しているか、多数に亘る價格差益金の徵收は右の處理規則によつて完全にして十分に行われると考えるか。

答 價格差益の具体的な徵收は、概ね納付義務者から價格差益に関する所定の報告書を特に指定する団体を經由して提出させ、これに基いて間接資料調査、権衡調査、実地調査等事情に應じて適切な調査を行

つてゐる。なお經由團體、關係官廳、都道府縣の物價並びに商工行政担当職員の協力を得て、できる限り適正を期している。現行徴收機構は現情においては実情に即した適正なものと考えてゐる。

一、公價改訂當時における品目別の在庫高並にその調査方法を答えられたい。

答 各品目毎の在庫高は通例当該物品の主務官廳で調査しているものもあるが、價格差益の調査については、各企業者別の價格改訂時の在庫高が必要であるので、個別に資料調査、權衡調査、実地調査等各種の調査によつて在庫高の実数を捕捉することに努めてゐるのであつて、差益の決定額について別表の通り品目別に大別したものはあるが、在庫高については、企業者の經營の実情によつて數量の基準が異なる場合が多いので、品目別の纏つた調査は困難である。

(別紙) 昭和二十一年度價格差益納付金表 (昭和二十二年十月三日 物價廳)

品 目	決 定 額	二十一年度		二十二年	
		調定	済額	收入	未済額
非 鉄 金 属	千円 二八、四七三	千円 三三、〇〇〇	千円 四三、〇〇〇	千円 七六、四七三	千円 七六、四七三

金 属 屑	五九、七三	一一、四六三	一一、四六三	四八、三五〇
其の他金属類及 製品	三九、七九	二八、八七八	二七、三三	一、五九六
紙	一八、三七	二六、五九七	二六、五九七	一、七五〇
織 維 品	六三、一六六	三八七、八五六	三八六、八八	九六八
酒 精	五、一六八	五、一六八	五、一六八	—
ゴ ム	七八、九一	四、九二〇	四、九二〇	三、九四二
味噌醬酒罐詰	六九、一六六	四六、三〇七	四六、三〇七	三、八五九
油 脂	二七、六九五	一六、六九四	一六、六九四	一〇、九九九
主 要 食 糧	二一〇、三〇五	二一〇、三〇五	二一〇、三〇五	—
其 の 他	一七、六七〇	一四、八八六	一四、七六	四、二一〇
合 計	一、三三三、三〇一	九一〇、〇六四	九一三、四三〇	六、六五四
(備考)				四三、二三七

1、千円未満は切捨てた。

2、決定額と調定済額に四二三、一二三、七千円の相違があるのは、價格差益は原則としてその物品が販賣されてから納付されるべきものであるため調定を翌年度に繰越したのと第二封鎖預金になつてゐる金額は納入手續未決定のため翌年度に調定を繰越したことによる（最右欄の通り二十二年度にお

いて全部を測定している。